

(表)

第3号様式(第10条関係)

年 月 日

管理責任者

学習用タブレット等利用承諾書(児童・生徒用)

在籍学校名 \_\_\_\_\_ 学校

記入時点学級 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 組

利用者氏名 \_\_\_\_\_

鶴田町立学校における学習用タブレット端末貸与規則第10条の規定により、学習用タブレット端末及びその付属品を借用して利用するにあたり、裏面の遵守・同意事項を守ることを誓約し、クラウドの利用に関する事項について同意します。

【保護者記入欄】

私は、利用者の遵守事項を理解し、利用者が負担すべき一切の債務について、利用者と連帯して負担することを保証します。

私は、利用者が学習用タブレットで、Google Workspace for Education が提供するサービス及びその他教育委員会・学校が指定する教材等を利用するにあたり、ログインのためのアカウントの登録のために氏名を使用し、そのアカウントや授業等で使用・作成する学習履歴等のデータを学校と教育委員会が連携してそれぞれのクラウドサービス上で管理することに同意します。

保護者署名 \_\_\_\_\_

(裏)

### 学習用タブレット貸与に係る遵守・同意事項

- 1 利用者は、学習用タブレットの使用方法及び取扱いについて教育委員会及び管理責任者（校長）の指導に従い、細心の注意を持って貸与物品を管理しなければならない。
- 2 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 学習用タブレットを利用者以外の者に利用させ、又は転貸すること。
  - (2) 学習用タブレットを売却し、担保の設定をし、廃棄し、又は故意に破損すること。
  - (3) 学習用タブレットに装飾等を行い、貸与時の状態に戻せないようにすること。
  - (4) 学習用タブレットを教育の目的以外に使用すること。
  - (5) 学習用タブレットを利用して第三者に危害を加えること。
  - (6) 学習用タブレットに、管理責任者の許可なくアプリケーション等のソフトウェアをインストールすること。
  - (7) 教育委員会や学校が別に定める学習用タブレットの利用に関するルール等に反する行為を行うこと。
  - (8) その他学習用タブレットの貸与の目的に反すること。
- 3 利用者は、教育委員会又は管理責任者から学習用タブレットの管理運営に当たり必要な指示があった場合は、その指示に従わなければならない。
- 4 利用者は、次の同意事項に同意すること。
  - (1) 教育委員会又は管理責任者が必要に応じて学習用タブレットのログイン状況や利用履歴（インターネットの利用履歴を含む。）を確認すること。
  - (2) 教育委員会又は管理責任者が利用者の学習履歴等を適切に管理するために利用者が学校に在籍する期間に限り、氏名及び利用者が作成した情報をクラウド上で管理すること。
- 5 学習用タブレットの在籍校以外の場所での利用（充電及び通信）に係る費用は、利用者の負担とする。
- 6 利用者は、学習用タブレットの紛失・盗難があったとき、又はその責めに帰すべき事由により学習用タブレットが毀損したときは、直ちに学習用タブレット等紛失・盗難・毀損届を教育委員会に提出しなければならない。
- 7 前項の場合において、紛失・盗難・毀損の理由が利用者の故意又は2の規定に違反する行為によるものと認められるときは、利用者がその現品若しくは対価により弁償し、又は修繕等の現状復旧に要する費用を負担しなければならない。
- 8 利用者は、学習用タブレットの利用にあたり、利用者の責めに帰すべき事由により、町又は第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責任を負う。
- 9 学習用タブレットの利用にあたり、利用者の故意又は過失により個人情報の漏えい等の事故が生じた場合は、町は、その責任を負わないものとする。
- 10 貸与期間中、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与を取り消されることがある。
  - (1) 利用者が、貸与された学校に在籍しなくなったとき。
  - (2) 学習用タブレットの管理運営において特別な事情が生じたとき。
- 11 利用者は、貸与期間終了日までに、学習用タブレットを返却しなければならない。
- 12 利用者は、貸与の決定を取り消されたときは、教育委員会が別に定める日までに、学習用タブレットを返却しなければならない。
- 13 利用者は、返却に際し、学習用タブレット返却届けを提出するものとする。
- 14 返却に際し、利用者の責めに帰すべき事由による学習用タブレットの毀損が発覚した場合は、利用者の負担において修繕又は弁償しなければならない。
- 15 利用者が、学習用タブレットを返却日までに返却せず、教育委員会からの督促にも応じない場合は、利用者は、学習用タブレットの価額を弁償しなければならない。
- 16 利用者の保護者（親権者又は未成年後見人）は、学習用タブレットの貸与に関し利用者が負担すべき一切の責務について保証しなければならない。